

通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、千葉県勤労者医療協会労働組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

1 開始日

令和5年3月9日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

別 記

・千葉健生病院	千葉市花見川区幕張町5-392-4
・共同薬局	千葉市花見川区幕張町5-399-2
・まくはりの郷	千葉市花見川区幕張町5-405-2
・花園診療所	千葉市花見川区花園2-8-23
・稲毛診療所	千葉市美浜区稲毛海岸4-11-3
・北部診療所	千葉市稲毛区天台3-4-5
・船橋二和病院	船橋市二和東5-1-1
・すこやか薬局	船橋市二和東5-1-6
・南浜診療所	船橋市南本町6-5
・市川市民診療所	市川市大洲4-10-21